

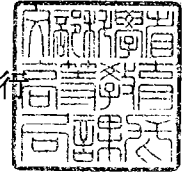


20 高学支第 49 号
平成 20 年 11 月 28 日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長

文部科学省高等教育局学生支援課長

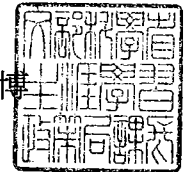
下 間 康 作



(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

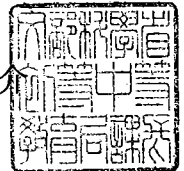
上 月 正 博



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

磯 谷 桂 介



(印影印刷)

新規学校卒業者の採用内定取消し等への対応について

このことについて、厚生労働省職業安定局長から各都道府県労働局長あて別紙のとおり通知されましたので、各大学等におかれても下記の点にご留意の上、適切に対応されるよう格別のご配慮をお願いします。

また、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、所管の専修学校・各種学校・高等学校・中学校・特別支援学校等に対し、この旨周知くださるようお願いいたします。

記

1. 全国の学生職業センター等に特別相談窓口が設置されており、事業主から内定取消しの通知を受けた学生等は、当該特別相談窓口又は所属大学等の就職支援に係る相談窓口や学生相談窓口へ速やかに相談するよう、学生等に対し周知すること。
2. 公共職業安定所等と緊密に連携することにより、採用内定取消し等に関する情報の的確な把握に努めるとともに、学生等から相談を受けた場合には、事業主に事実確認の上、その内容を公共職業安定所に連絡すること。
3. 内定取消しを受けた学生等に対しては、きめ細かな就職支援を行うこと。
4. 高校生及び中学生に係る採用内定取消し等の事案については、学校が公共職業安定所と緊密に連携を図りつつ、適切に対応すること。

本件担当：高等教育局学生支援課厚生係・活動支援係
TEL 03-5253-4111(内線：2519)
生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
TEL 03-5253-4111(内線：2939)
初等中等教育局児童生徒課指導調査係
TEL 03-5253-4111(内線：3291)

職発第 1128004 号
平成 20 年 11 月 28 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

新規学校卒業者の採用内定取消し等への対応について

新規学校卒業者の採用内定取消し等への対応については、平成 5 年 4 月 1 日付け職発第 239 号「新規学校卒業者の採用内定取消し等に係る事前通知及び事業主指導等について」（以下「通達」という。）及び平成 5 年 6 月 24 日付け労働省発職第 134 号「新規学校卒業者の採用に関する指針の策定について」（以下「依命通達」という。）等により実施しているところであるが、最近の雇用失業情勢が下降局面となる中で、新規学校卒業者の円滑な就職を促進するためには、新規学校卒業者の採用内定取消し等の事案に、より適切に対応していくことが重要となっている。

このため、最近の雇用失業情勢等を踏まえ、今般、採用内定取消しの通知を受けた大学生等からの相談に応じるための特別相談窓口を設置する等の対策を講じることとしたので、通達及び依命通達等によるほか、下記にもご留意のうえ、その実施に遺漏のないよう格段の御配慮をお願いする。

記

1 特別相談窓口の設置等

(1) 特別相談窓口の設置

都道府県労働局は、採用内定取消しの通知を受けた大学生等からの相談に対応するための特別相談窓口を、本日から管下の学生職業センター又は公共職業安定所における学生等職業相談窓口（以下「学生職業センター等」という。）内に設置すること。

各労働局は、特別相談窓口及び電話番号をホームページ等により周知すること。

(2) 特別相談窓口及び内定取消し事業所の管轄安定所等における対応

特別相談窓口においては、学生等から事案の内容等を聴取し、当面必要となる対応等を説明する等の支援を行うほか、採用内定取消しと認められる事案については、当該内定取消しを行った事業所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄安定所」という。）にその旨を連絡すること。連絡を受けた管轄安定所においては、「新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領」（平成13年4月2日付け職発第196号別添1）の第7の規定に基づき適切に対応するほか、その後の対応の進め方については、特別相談窓口が学生等の意向を確認しつつ管轄安定所とも調整のうえ、状況に応じて管轄安定所における相談対応に引き継ぐものとする。また、学生職業センター等における支援内容を説明する中で、本人が学生職業センター等の就職支援を希望する場合には求人情報の提供、職業紹介等の支援を実施すること。

なお、学生等が特別相談窓口以外の公共職業安定所に来所することも想定されることから、その場合においても学生等の意向を確認しつつ適切な対応を行うこと。

(3) 中学生及び高校生の取扱い

中学生及び高校生については、原則として学校又は公共職業安定所が職業紹介等を行う仕組みとなっていることから、これらの者に係る採用内定取消し等の事案に関しては、引き続き公共職業安定所が学校と緊密に連携を図りつつ適切に対応するものとする。

2 「新規学校卒業者の採用に関する指針」の一層の周知

各労働局は、依命通達により通知された「新規学校卒業者の採用に関する指針」について、各地域の事業主団体にも協力を要請するほか、ホームページに掲載する等により、事業主への一層の周知に努め、適正な募集・採用計画の立案、採用内定取消し等の防止等について広く理解を求めるものとする。

3 公共職業安定所と大学等との連携強化

公共職業安定所及び学生職業センター等においては、大学等とも緊密に連携することにより、採用内定取消し等に関する情報の的確な把握に努めるほか、特別相談窓口に関する情報等の学生等への積極的な提供・周知を図ることにより、新規学校卒業者の円滑な就職を支援すること。